

# EO Japan Korea Bridge Chapter 規約

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

本会は、EO JKBC（以下「本会」という）と称する。

### 第2条 (目的)

起業家が潜在能力を最大限に発揮するのを支援する。

### 第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 会員間の交流を図る会合等の事業
2. 会員間の学びとなる講演会やフォーラム等の事業
3. 会員間の事業成長を促進するための支援等の事業
4. 会員の国際交流を図るための海外チャプターと連携した各種事業
5. その他、EO 本部が必要と定める事業

## 第2章 会員

### 第4条 (会員規則)

1. 本会は、正会員で構成する。
2. 正会員は、1 会員につき 1 個の議決権を有する。
3. 本会は、6 月末日付の会員名簿に登載された議決権を有する正会員をもって、その事業年度の総会において権利を行使すべき会員とする。
4. 正会員は、理事会が定める日程で行う年 3 回開催する例会及びフォーラム、アクティビティはすべてを参加とする。（LALA 含）  
但し、冠婚葬祭や体調不良、フォーラムメンバー全員の同意があった場合は、欠席を認める。

### 第5条 (会員の更新)

1. 会員とは第 4 条の会員規則を承諾し、毎年 5 月末までに入会意思を示し、更新手続きを済ませた者とする。
2. 会員には総会参加義務がある。

### 第6条 (新会員)

1. 新会員は、次の各号の条件を満たす者とし、理事会の承認を受けなければならない。
  - (1) 年間売上が 1 億円以上の企業の創業者、共同創業者、または創業者に準ずる者（企業所有者または支配株主、創業後に代表権を有する取締役就任した者、等）

(2) 正会員は、理事会が定める日程で行う年3回開催する例会及びフォーラム、アクティビティはすべてを参加とする。(LALA 含)

但し、冠婚葬祭や体調不良、フォーラムメンバー全員の同意があった場合は、欠席を認める。

(1) EO のミッションおよび、本会のポジショニングステートメントを理解している者

(2) 反社会勢力（暴力団、暴力団関係団体、政治活動標榜団体、等、またその関係者）ではなく、かつその恐れもないことを表明し、保証できる者

(3) エリアチャプターでフォーラムトレーニングを受講した者。

2. J K B C 会員全員がフォーラム参加を義務付ける。

### **第7条（休会）**

1. 休会中はすべての活動を禁止する。

2. 休会は原則一回限りとする。

3. 休会期間は原則一年間とする。

4. 一年以上の休会は退会手続きをする。

## **第3章 役員**

### **第8条（役員）**

本会は、次の役員をおく。

<三役>

1. 会長

2. 副会長（次期会長）

3. 前会長

<管掌理事>

4. フォーラム理事

5. ラーニング理事

6. マーケティング&コミュニケーション理事

7. メンバーシップ理事

8. ファイナンス理事

9. メンターシップ理事

10. メンバーエンゲージメント理事

11. インターナショナル理事

12. ストラテジックアライアンス理事

13. My EO 理事

14. 会長が適宜必要と定める理事会で承認された理事

### **第9条（役員を選任）**

会長は、理事会の合議制によって正会員の中から選任する。

1. 会長の資格は、理事 1 年以上の経験を有し、且つ会長となる期の Global Leadership Conference (GLC) に参加出来る者とする。
2. 管掌理事（以下「理事」という）の資格は、いずれかの委員会の理事または委員経験 1 年以上、且つ理事となる期の GLC およびストラテジーサミット（SS）に参加出来る者とする。
3. 理事会は、毎年 12 月末までに次期の新役員を全て決定する。
4. 全ての理事の就任は、現理事が会長および副会長と協議のうえ、前項の条件を満たす後任を決定し、理事会の承認を得るものとする。
5. 新部門の理事が必要になった場合には、理事会で承認するものとする。

#### **第 10 条（理事の任期）**

1. 理事の任期は、原則 1 事業年度とする。但し、理事会の承認があればこの限りではない。
2. 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の在任期間とする。
3. 原則、同じ者が同一理事を 2 事業年度連続して就任しないものとする。但し、理事会の承認があればこの限りではない。
4. 前項にかかわらず、理事は、任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。
5. 理事の引継ぎは現理事が責任を持って行うものとする。

### **第 4 章 総会及び理事会**

#### **第 11 条（総会）**

1. 総会は、正会員をもって構成する。
2. 総会は、会長がこれを召集する。
3. 総会の議事運営は、会長が主宰する。

#### **第 12 条（総会の議決事項）**

総会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

1. 事業方針の決定
2. 事業報告及び収支決算の承認
3. 規約の変更
4. その他、本会の運営に関する重要事項

#### **第 13 条（総会の議決）**

総会の議事は、総議決権数の過半数以上をもって議決し、可否同数の場合は、会長の決するところとする。

#### **第 14 条（理事会）**

1. 本会に理事会をおく。
2. 理事会は、会長及び理事をもって構成する。
3. 理事会は、第 3 条に定める事業の執行に関する企画、立案を行うとともに次の事項を議決する。

- ①. 総会に付議すべき事項
  - ②. 総会の議決した事項の執行に関する事
  - ③. その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事
4. 理事会は、月 1 回開催される。
  5. 理事会の議事運営は、会長が主宰する。
  6. 本会運営において、予算を必要とする事業、活動については全て理事会の承認を必要とする。但し、会長、副会長、およびファイナンス理事の承認を得ればこの限りではない。

## 第 5 章 会 計

### 第 15 条（会費）

1. 本会の運営に要する費用は、正会員が納入する会費及びその他収入等をもってあてる。
2. 正会員のチャプター入会金は無し、チャプター年会費は 10 万円とする。  
※但し宿泊代、アクティビティ等については実費負担とし後日請求する。
3. 単独入会の場合は、別途グローバル入会金及びグローバル年会費を支払うものとする。  
但しダブルチャプターの場合はグローバル入会金およびグローバル年会費は無し  
(所属チャプターにて支払う) とする。
4. 会費は年会費制とし、途中退会の際の返金を行わない。
5. 会費は、毎事業年度末に翌事業年度分を納めるものとする。途中入会の際は、  
入会手続きと同時に規定の金額（月割り計算により算出）を納めるものとする。
6. 会費は年会費制とし、途中退会の際の返金を行わない。
7. 各理事は 5 月末までに予算を会長に提出し会長は総会までに予算を取りまとめる。
8. 予算は総会において賛成多数の確認を持って、承認するものとする。

### 第 16 条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌 6 月 30 日に終わる。

## 第 6 章 事務局

### 第 17 条（事務局）

事務局は、主たる事務所を現会長の事務所に設置し、理事と連携して、本会の庶務を担当する。

## 第 7 章 補 足

### 第 18 条（情報開示）

1. EO活動に関するプライベート情報をオープンにする時は本人に確認するものとする。
2. EOメンバー活動における情報は個人責任をもって管理する。

### **第 19 条（EO メンバー間の株式投資・営業行為、勧誘行為）**

1. EO メンバー同士での株式売買は原則禁止する。
2. 会員に対する営業活動、及び他団体への勧誘については、本会の趣旨ではないため、積極的なセールス行為や勧誘行為によって、理事会または事務局に複数の苦情が寄せられた場合には、書面による注意勧告もしくは是正勧告を行うものとする。

### **第 20 条（退会）**

1. 本会を退会したい場合は、事務局に申し出て理事会で受理することにより退会することができる。退会にあたって、支払い済みの会費に関しては第 15 条記載のとおりとする。
2. 退会后、本会へ再入会する場合は、第 6 条記載の手続きを行うものとする。
3. J K B C メンバーがハラスメント等、E O メンバー間を含めて、社会規範を乱すような行為、言動を行い迷惑行為として理事会に苦情が寄せられた場合については、理事会は指導、退会勧奨等の判断を行う。

### **第 21 条（その他）**

このほか、この規約に定めのない事項は、理事会の議を経て会長が別に定める。

## **附 則**

1. この規約は、2023 年 7 月 1 日から適用する。